

京都市西賀茂第三土地区画整理組合が施行する京都市西賀茂第三地区土地区画整理事業の事業計画の変更を、土地区画整理法第39条第1項の規定により認可しましたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成20年2月20日

京都市長 梶本 頼兼

- 1 組合の名称 京都市西賀茂第三土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 京都市上京区丸太町通河原町西入の高島町335番地
財団法人京都市土地区画整理協会内
- 3 事業施行期間 平成6年5月24日から平成26年3月31日まで
- 4 施行地区 京都市北区西賀茂上庄田町，同区西賀茂下庄田町，同区西賀茂蛙ヶ谷町，同区西賀茂樋ノ口町，同区西賀茂蟹ヶ坂町の各一部
- 5 設立認可の年月日 平成6年5月24日
- 6 変更認可の年月日 平成20年2月15日

(建設局都市整備部区画整理課)